宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり業務の停止を命じました。

平成二十二年一月十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　被処分者

1　商号又は名称　宝来住宅開発株式会社

2　代表者氏名　橋口　洋基

3　主たる事務所の所在地　奈良市宝来一丁目八番一号

4　免許証番号　奈良県知事（一〇）第一一七九号

二　処分の内容

平成二十二年一月十五日から一月間、業務の全部の停止